

たかはまこども食堂支援基金 規約

(名称)

第1条 当基金は、たかはまこども食堂支援基金（以下、「基金」という。）と称する。

(目的)

第2条 当基金は、たかはまこども食堂支援推進協議会（以下、「本会」という。）運営規約第3条（1）及び（2）に掲げる奨励金及び開設経費補助金の交付を行うことによって、高浜市内在住の18歳未満の子どもたちが、健全に成長していける環境づくりのために、様々な団体、グループ等が、子どもが一人でも行くことができ、栄養バランスの取れた食事を無料又は安価で提供する活動（以下、「こども食堂」という。）および高浜市が実施する学習等支援事業の休憩時間内で昼食を提供する活動（以下、「昼食支援活動」という。）を奨励することを目的とする。

(基金の設定と用途)

第3条 基金は、個人、企業または団体等からの寄付金をもって原資とする。

2 基金は奨励金及び開設経費補助金の交付など、こども食堂及び昼食支援活動を行う団体の支援に係る経費に使用するほか、本会及び当基金の運営上必要な範囲で管理費に使用することができる。

(交付対象者)

第4条 奨励金及び開設経費補助金の交付対象者は、本会の目的に合致し、原則として次の各号に掲げる要件をすべて満たす高浜市内の団体とする（法人格の有無は問わない）。

（1）支援・活動の実態が明確である団体

（2）政治・宗教活動・営利を目的としない団体

（3）1回の開催につき10食以上の食事提供ができる団体

（4）本会の登録団体として会長が別に定める「たかはまこども食堂支援基金登録申込書」（以下、「登録申込書」という。）を提出し、運営委員会にて承認された団体

2 開設経費補助金の交付対象者は、原則として高浜市内で新たにこども食堂を開設する団体とし、開設日又は活動を開始した日より起算して3年以内に会長が別に定めるたかはまこども食堂開設補助金申請書（以下「開設補助金申請書」という。）を提出した団体とする。

3 昼食支援活動を行う団体については、奨励金のみ交付とし、第1項（3）及び（4）を満たさずに、交付できるものとする。

(奨励金及び開設経費補助金の額)

- 第5条 奨励金の額は、1回の活動につき、10,000円とする。ただし、1団体あたり1か月につき50,000円を上限とし、奨励金の使途は別表1に定める経費を原則とする。
- 2 寄付物品の配食(調理を伴わない食事提供)の場合は、奨励金の額を1回の活動につき1,000円とする。ただし、副菜、汁物、デザートなど追加で提供する場合においては、奨励金の額を1回の活動につき3,000円とする。
 - 3 公共の施設等を有料で借りて実施をする場合は、賃借料の補助として2,000円を奨励金に追加して支払うこととする。
 - 4 開設経費補助金の額は、200,000円を上限とし、別表2に定める経費として認められた実費を補助するものとする。

(奨励金及び開設経費補助金の交付申請及び請求等)

- 第6条 奨励金及び開設経費補助金の交付を受けようとするこども食堂運営団体は、登録申込書を提出するものとする。
- 2 こども食堂に対する奨励金は、開催にあたり、事前に本会へ通知し、ホームページ等を通じて誰でも参加が可能である旨を周知しているこども食堂を対象とし、同一開催日について重複して請求することはできないものとする。
 - 3 開設経費補助金は、第4条第2項の期間中1回に限り、開設補助金申請書を提出することで申請することができる。
 - 4 基金は、第1項の規定により提出された登録申込書を審査して、本規約が定める目的及び要件に適合すると認めた団体について、奨励金を交付する。また、第3項の規定により提出された開設補助金申請書を審査して、第5条第2項に適合すると認められた経費について開設経費補助金を交付する。ただし、次条に定める取消事由に該当する場合、基金が枯渇するおそれがある場合その他基金の目的等に適合しないと認める場合には、基金は、その申請の全部又は一部について、交付しないこととすることができる。

(奨励金及び開設経費補助金の取消し等)

- 第7条 基金は、奨励金及び開設経費補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により、交付を受けたとき。
 - (2) 開設経費補助金を目的外の用途に使用したとき。
 - (3) この交付の目的を達成することが困難であると認められるとき。

(奨励金及び開設経費補助金の返還)

- 第8条 基金は、前条の規定により、交付の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付されているときは、期日を定めて、その返還を求める

ことができる。

(改廃)

第9条 この規約は、本会運営委員会の決議により改廃する。

(附則)

- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、令和8年4月1日に一部改正した。

別表1 (第5条関係)

補助対象経費 (例)	経費の内訳	奨励金額
食材費	こども食堂および昼食支援を実施するにあたり使用する食材に係る費用	1回の活動につき 10,000円 (寄付物品の配食の場合は第5条2項による)
消耗品費	価格が1万円未満かつ事業で使用するもの (例:調理器具、事務用品、衛生品等)	
印刷製本費	広報のためのチラシ印刷経費等	
検査費	検便等の検査費用	
交通費	ボランティア交通費 (例:公共交通機関の運賃、ガソリン代等)	
保険料	ボランティア活動保険料等	
通信運搬費	書類送付等に要する郵便代	
その他必要と認める経費	その他活動に必要な経費	

別表2 (第5条関係)

補助対象経費	経費の内訳	補助限度額
備品購入費	価格が1万円以上かつ事業で使用するもの (例:ガスコンロ、炊飯器、電子レンジ等)	1団体当たり
消耗品費	価格が1万円未満でかつ事業で使用するもの (例:調理器具、事務用品、衛生品等)	

印刷製本費	広報のためのチラシ印刷経費等	200,000 円
検査費	検便等の検査費用	
交通費	ボランティア交通費 (例:公共交通機関の運賃、ガソリン代等)	
保険料	ボランティア活動保険料等	
通信運搬費	書類送付等に要する郵便代	
その他必要と認める経費	個別事情を勘案し会長が必要と認める経費	